

相続登記手続きの困難となっている 土地の改善を求める意見書

現在、日置市には約 22 万 6,000 筆の民有地（全体面積の 4/5）が存在し、その中の約 6 万筆（全体面積の約 1/5）は、所有者不明も含め、50 年以上動いていない土地です。

その主な原因は、登記名義人が死亡して長年が経過し、その関係で次の世代まで死亡している例も多いことから、相続権を有する人数も多く、そのため相続登記に関する事務や、費用等において困難な状況にあることです。

こうした問題は、公共工事の妨げや荒廃地の拡大、農地の集積、固定資産税の確保など、様々な場面で影響が発生しています。

現在、そうした土地は、約 4,900 人の代表相続人が設定され、その人たちの下で、代理納税や土地管理など最低限の役割は果たされています。

しかし、今で何らかの策を講じなければ、こうした土地も、今後所有者不明地として拡大していくことは、間違いありません。

そこで、対策の一つとして、下記のことを講じていただくことを強く要望します。

記

所有者の特定や相続手続きが困難な土地については、今後更に 2 次 3 次の相続が発生し、手続きがますます難しくなる。このため、未相続土地について、代表相続人に関する時効取得の期間の短縮と、それに伴う裁判手続きを簡素化するなどの法整備を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 29 年 12 月 21 日

鹿児島県日置市議会議長 並松安文

内閣総理大臣	安倍晋三	様
国土交通大臣	石井啓一	様
法務大臣	上川陽子	様
衆議院議長	大島理森	様
参議院議長	伊達忠一	様